

①国名	Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)				
②名称	Department for Economy State Office for Patents and Trademarks				
③所在地	Via 28 Luglio, 212 47893 Borgo Maggiore Republic of San Marino				
④連絡先	(電話) (378) 0549 88 29 82 (FAX) (378) 0549 88 38 56 (E-mail) Silvia.rossi.ubm@pa.sm (Internet) http://www.usbm.sm/on-line/en/home.html				
⑤組織の長	Director: Ms. Silvia Rossi				
⑥沿革	(1) サンマリノにおいては知財制度の保護に関する特別な法律は、2005年に知財制度に関する法律が制定されるまでではなく、それまではイタリアとのサンマリノ・イタリア有効善隣条約に基づいて、イタリアで取得した特許権、意匠権及び商標権がサンマリノにも拡張される制度が運用されてきた。 (2) 2005年に、サンマリノにおける知財制度に関する法律第79号が制定された。 (3) サンマリノにおいては、この2005年に制定された法律第79号、及びイタリアとの間に締結されているサンマリノ・イタリア有効善隣条約によって知財制度が運用されている。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO 1991/6/26	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1960/9/25
	ナイロビ(オリンピック) 1986/3/18	パリ 1960/3/4	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
		ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2019/1/26		
	マドリッド(標章) 1960/9/25	マドプロ 2007/9/12	PCT 2004/12/14	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

①国名	Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	618	695	752	718
		(内 外国出願)	604	681	741	709
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)			1	
	意匠	全数	12	21	66	83
		(内 外国出願)	2	4	61	80
		(内日本から)			2	1
	商標	全数	1,294	1,337	1,286	1,128
		(内 外国出願)	1,226	1,227	1,188	1,027
		(内日本から)	27	19	12	17
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	624	686	753	715
		(内 外国出願)	620	675	746	702
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	7	9	68	73
		(内 外国出願)	1	1	62	70
		(内日本から)			1	1
	商標	全数	1,406	1,478	1,351	1,133
		(内 外国出願)	1,313	1,444	1,272	1,036
(内日本から)		29	35	16	16	
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of SanMarino (SM)
(サン・マリノ共和国)

⑫ 組 織

<組 織 図> 特許・商標部は、経済及び社会局(Directorate of Economic and Social Affairs)の
下部組織である。

①国名	Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2005年5月25日施行 (2005年法律第79号) イタリアとのサンマリノ・イタリア友好善隣条約に基づいて、イタリアで取得した特許権、意匠権及び商標権がサンマリノにも拡張される。
	③地理的効力の範囲	サンマリノ国内のみ。 イタリアとの協定に基づき、サンマリノに権利があり、イタリアに同等の権利がない場合、サンマリノの権利が実質的にイタリアに及ぶ。(知財法第37条)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。イタリアとの協定に基づき、サンマリノに権利があり、イタリアに同等の権利がない場合は、サンマリノの権利がイタリアにも及ぶ。(知財法第37条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (知財法第6条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人は、サンマリノ国内に通信連絡のための住所を定めなければならない、海外居住の出願人は、登録されている弁理士を代理人に選任しなければならない。(知財法第92条(1))
	⑦出願言語	イタリア語。イタリア語でない場合は、出願日から1月以内にイタリア語の翻訳文を提出しなければならない。(知財法第90条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(知財法第33条(1)) なお、出願日から9年の期間の満了前に出願人(特許権者、専用実施権者)は、出願(特許)が特許基準を満たす旨の宣言書を提出しなければならない。これを提出しなかった場合には、特許は9年の期間の末日に失効する。(知財法第25条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第3条(2))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。出願日又は優先日前の、出願人若しくは前権利所有者による開示又は第三者の権利濫用による開示が規定されている。期間は、開示日から6月。(知財法第3条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 知的活動、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の表示 (以上、知財法第2条(2)) (5) 外科手術又は治療術により人間若しくは動物の身体を治療する方法、及び人間若しくは動物の身体に実施する診断方法 (6) 実施することが公序良俗に反する発明、人間のクローンの方法、人間の遺伝子を改変する方法、胚芽の工業的又は商業的利用、動物を苦しめることとなる遺伝子の改変の方法、及びその方法にて得られる動物(人間又は動物に医学的に大きな利益をもたらすものを除く)、生物学的方法による動物品種、並びに様々な生育段階にある人間の体の要素の単なる発見。 (以上、知財法第2条(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性、進歩性、産業上の利用性については、自らは審査をしない(知財法第23条(2))が、PCTの国際調査・予備審査機関の調査報告書、予備審査報告告知財法第23条(3)、対応外国出願の審査情報(知財法第23条(5))、及び特定期間による文献調査(知財法第22条(5))に基づいて判断する。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (知財法第23条(4))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (知財法第21条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。出願に対する異議申立制度はないが、第三者による情報提供制度がある。 (知財法第22条(1))

①国名	Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2005年5月25日施行 (2005年法律第79号) イタリアとのサンマリノ・イタリア友好善隣条約に基づいて、イタリアで取得した特許権、意匠権及び商標権がサンマリノにも拡張される。
	③地理的効力の範囲	サンマリノ国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (知財法第44条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人は、サンマリノ国内に通信連絡のための住所を定めなければならない、海外居住の出願人は、登録されている弁理士を代理人に選任しなければならない。 (知財法第92条(1))
	⑦出願言語	イタリア語。 (知財法第90条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に4回延長できる。(最長25年) (知財法第54条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第40条)
	⑩「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。 出願日又は優先日の前12月の間における創作者、その承継人又はこれらの者から取得した第三者による開示。 (知財法第42条(2))
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠。(知財法第39条(2)) (2) 物品の技術的機能によって定まる形状のみからなる意匠。(知財法第43条(1)) (3) 物品に組込まれ、連結され、又は挿入される部材であって、機能上、必ず正確に同じ形状、同じ寸法に再現されなければならないものの意匠(モジュール物品の場合を除く)。(知財法第43条(2)、(3))
	⑫実体審査の有無	無。 ※方式事項、基礎的要件等は審査される。 (知財法第48条(1)、(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (知財法第38条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。意匠出願は、出願後、公開されて公衆の閲覧に供される。ただし、出願人の請求により、出願後、12月までは閲覧に供されない。 (知財法第49条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、出願日から最長12月の間、出願の公開を延期(その間、秘密にすることができる)することができる。 (知財法第49条(1))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。
	㉓登録表示義務	無。

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2005年5月25日施行（2005年法律第79号） イタリアとのサンマリノ・イタリア友好善隣条約に基づいて、イタリアで取得した特許権、意匠権及び商標権がサンマリノにも拡張される。
	③地理的効力の範囲	サンマリノ国内のみ。 イタリアとの協定に基づき、サンマリノに権利があり、イタリアに同等の権利がない場合、サンマリノの権利が実質的にイタリアに及ぶ。(知財法第81条)
	④他国制度との関係	イタリアとの協定に基づき、サンマリノに権利があり、イタリアに同等の権利がない場合は、サンマリノの権利がイタリアにも及ぶ。(知財法第81条)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (知財法第59条(2)、同第61条(10))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標 (知財法第59条(1))
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第7条) (知財法第70条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (知財法第59条(2d))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人は、サンマリノ国内に通信連絡のための住所を定めなければならない、海外居住の出願人は、登録されている弁理士を代理人に選任しなければならない。 (知財法第92条(1))
	⑪出願言語	イタリア語。 (知財法第90条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新することができる。 (知財法第63条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	次の事項が規定されている。 (知財法第75条(1)) 公認の博覧会における展示による開示。期間は、開示日から6月。
	⑭不登録対象	<p>(1) 慣用されている標識のみからなる標章。</p> <p>(2) 周知の他人の商標/登録商標と標章が同一又は類似、商品/サービスが同一又は類似で、混同の恐れのある標章。</p> <p>(3) 周知の他人の商標/社名と同一又は類似で事業活動上において混同の恐れがある標章。</p> <p>(4) サンマリノの他人の先行登録商標と同一又は類似で、商品/サービスが同一又は類似で、混同の恐れがある標章。</p> <p>(5) イタリアで広く認識されており、またサンマリノで既に登録されている商標と同一又は類似で、使用により不正の利益の取得、又は所有者に対する損害をもたらす恐れがある標章。 (以上、知財法第59条(2))</p> <p>(6) 法律又は公序良俗に反する標章。</p> <p>(7) 商品/サービスを識別できない標章。</p> <p>(8) 原産地、性質又は特性に関して公衆や関係者を欺く恐れがある標章。</p> <p>(9) 公共的性格の、又は国際条約に定めのある紋章、気象、その他の標章(管轄当局の承認を得ている場合を除く)。</p> <p>(10) 名声のある他人の商標と同一又は類似で、商品/サービスが同一又は類似の標章。</p> <p>(11) 取引において当該商品又はサービスの種類、量、質、目的等の表示に用いられる標識として使用されるもの。 (以上、知財法第60条(1))</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第59条(2b))
	⑰一出願多区分制度の有無	

①国名	Republic of SanMarino (SM) (サン・マリノ共和国)	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	(知財法第65条(1))
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	出願要件を満たした出願は、登録後に公報により公告(公開)される。
㉒異議申立制度の有無	有。	出願の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。(知財法第66条(3)) また、出願の公告日から4月以内に情報を提供することができる情報提供制度がある(知財法第66条(1))。
㉓無効審判制度の有無	有。	(知財法第77条)
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年。継続して5年の不使用は、不使用取消の対象となる。(知財法第76条(1a))
㉕商標分類		国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(サン・マリノは、ニース協定には未加盟)
㉖図形要素の分類	無。	商標は、営業とは関係なく、譲渡することができる。(知財法第74条(5))
㉗譲渡要件	無。	(商標法第27条)
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 EUR(3分類まで) 40 EUR(3分類超の各分類について) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 150 EUR(3分類まで) 40 EUR(3分類超の各分類について)
㉙料金減免措置の有無	無。	